

## 要援護者実態調査を行います

八重瀬町では、台風襲来、沖縄戦で残された不発弾の発見、そして今後の地震や津波等の災害に備え、町内における要援護者(高齢者・障がい者等)及び、その家族に関する情報を把握するために、実態調査を行います。

調査で収集した情報をまとめ、災害時の要援護者に対する避難支援、また平常時から要援護者の見守りや声かけ等の支援に活用し、独居高齢者や障がい者等を孤立させない地域づくりに役立て、町民相互、地域と町全体が互いに支え合う、安全・安心なまちづくりを目指します。



### 2月に、地域の民生委員がお宅を訪問します

2月に、地域の民生委員が対象者宅を訪問して、要援護者登録申請書等の書類を配付します。要援護者支援台帳への登録に同意をいただける方については、申請書への記入をお願いし、書類を回収します。回収された申請書は、要援護者の支援以外の目的で使用することはありません。

#### 【災害時要援護者支援マップ整備事業】

※調査についてのご質問、お問い合わせは

八重瀬町役場 社会福祉課 高齢者福祉係  
TEL 998-9598

ご理解とご協力を  
宜しくお願ひします。



## 生ごみ堆肥化で資源を有効利用しませんか?

生ごみのほとんどが水分で、焼却炉では燃やすのに多くのエネルギーを消費します。一方で生ごみは土中の微生物が食べて分解する成分がいっぱい。自家製の堆肥ができて、二酸化炭素の排出抑制にもなり地球環境を守れます。あなたもコンポスター容器等を使って、土作りに挑戦してみませんか?

### 生ごみ処理奨励補助金があります!

ごみ減量のため、生ごみ処理機・容器の購入補助を行っています

#### 電気式処理機

購入額の1/2補助(上限額 3万円)

#### 処理容器

購入額の1/2補助(上限額 5千円) 同時購入の処理菌含む

※購入前に申請する必要があります。

問い合わせ 住民環境課998-8203

## 「全国一斉!法務局休日相談所」の開設

法務局職員、弁護士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員があなたの相談を受けます。

**日時** 平成24年2月12日(日)  
午前10時～午後4時

**場所** 県立博物館・美術館1階実習室

- 相談場所**
- ①土地の境界トラブル、不動産(土地・建物)登記、商業(会社・法人)登記
  - ②相続(遺言)、戸籍(結婚、離婚、養子縁組など)、帰化、成年後見人の相談
  - ③供託相談(地代、家賃の弁済供託など)
  - ④人権相談(いじめ・体罰・近隣とのトラブル・DVなど)

お問い合わせ先  
那覇地方法務局 098-854-7951

## 高齢者のための 南部徳洲会病院 「八重瀬町送迎バス活用モデル事業」がスタート

「八重瀬町送迎バス活用モデル事業」とは、65歳以上の高齢者を対象に、南部徳洲会病院が運行する送迎バスを利用してもらうことで、高齢者の外出支援をうながし、生き生きとした生活を応援する事を目的としたものです。

- 実施時期** 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 利用対象者** 町内に住所を有する満65歳以上の方で、送迎バスに自力で乗り降りが対象とします。
- 利用料金** 無料です。
- 利用日** 月曜日から金曜日は、おおむね午前8時から午後5時頃まで。土曜日はおおむね午前8時から午後1時頃まで。前もって時間やコースをご確認ください。
- 協力事業所** 南部徳洲会病院が協力します。
- 休業日** 日曜日・祝日・年末年始などのご利用できません。
- 利用の手続き** 事前に利用申込みを行なってください。その際、身元確認の出来る健康保険手帳などをご提示ください。後日「乗車証」が交付されます。申請は3月1日(木)から社会福祉課で受け付けます。



### バスのご利用方法

1. 定められた乗り場で、送迎バスが近付いたら手を上げてお知らせください。
2. 「乗車証」を運転手に提示し、降り場所をお伝えください。
3. 運転中はシートベルトを正しくお締めください。
4. 周囲に注意してから降りましょう。



◎ 本事業は南部徳洲会病院のご協力により実施されます。  
※ ご利用の申し込みや運行時間・コースなどのお問い合わせは、下記の電話番号へお願いします。  
注:南部徳洲会病院へのお問い合わせは、本来の業務に支障をきたしますのご遠慮ください。

【お問い合わせ】  
社会福祉課 電話 098-998-9598